

公売公告			第111号			令和 8 年 10月 2 日			
公売公告兼見積価額公告									
国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。									
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。									
鹿屋市長 郷原 拓男									
記									
公売財産の種類			不動産						
公売の方法			入札（期間入札）						
公売の 日時	入札の期間		令和 9 年 1 月 25 日（月） から 1 月 26 日（火）						
	開札の日時		令和 9 年 1 月 29 日（金） 午前 9 時						
公売の場所			鹿屋市役所 収納管理課						
売却決定の日時			令和 9 年 2 月 5 日（金） 午前 9 時						
売却決定の場所			鹿屋市役所 収納管理課						
買受代金の納付期限			令和 9 年 2 月 5 日（金） 午後 2 時 30 分						
買受人の資格 その他の要件			入札に参加する方は、農業委員会の発行する 買受適格証明書の提示及び提出が必要です。						
公売財産上の質権者、抵当権 者等の権利の内容の申し出			公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から、配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出ること。						
その他の事項			別紙「公売の注意書」を参照のこと。 公売物件は現状渡しとし、地積は公募上のものとする。						
公売 財産	売却区分番号		公売財産の名称、性質及び所在			数量	見積価額		公売保証金
	1		鹿屋市川西町5093番1 田 1,002㎡			1	200,000		20,000

記

1. 公売保証金、買受代金については現金で納付してください。
2. 市税滞納者、国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に規定する者は買受人となることができません。
3. 最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、最高価である者に対して行います。
4. 公売財産の所有権移転及び危険負担移転の時期は、買受人が買受代金を納付したときです。
5. 場合により公売中止となる可能性もありますので、入札参加前に鹿屋市収納管理課へご確認ください。